

幕藩制解体期における旗本支配の対応と特質

——幕府・旗本権力構造と六〇〇石(小身)旗本森川家の知行所支配——

児 玉 典 久

はじめに

- 一 旗本森川家の創出(寛永期)と系譜
 - 二 元禄十年の地方直しと寛保二年の知行上知
 - 三 天明四年の知行所再拝領と家政改革
 - (一)年貢増徴と知行所地頭賄
 - (二)文化九年の知行所七カ村取締代官の設置
 - (三)知行所農民の家事勝手向主法替要求と嘉永元年の関東取締出役による知行所取締方・勝手向主法替
 - (四)嘉永六年の森川本家知行所取り扱い
 - 四 幕府崩壊後の森川家の動向
 - (一)慶応四年の知行所土着(帰農)
 - (二)明治二年の駿府帰参をめぐる本家と村の対応
- おわりに

はじめに

幕藩制下、旗本は徳川氏直臣として、軍事・政治両面から將軍権力に参画し、重要な役割を果してきた。幕府直屬軍隊としての三番方や老中・若年寄配下の実務的要職に就いたのは実に旗本であったのである。⁽¹⁾しかし、一方で旗本は知行地を与えられ、知行所村々を支配する小さな封建領主でもあった。この封建領主としての旗本知行論は近年めざましい発展をとげ、従来の弱体な支配構造から導き出された旗本知行形骸化論や財政窮乏一元論・支配解体不可避論に對する大きな見直し⁽²⁾がなされた。その結果、幕藩制(武家大名連合政権)的集権に支えられた封建的分権として旗本を位置づける理論的背景のもとに、幕府・大名権力構造とは違つた独自の幕府・旗本権力構造にもとづいた「弱くて強固な」旗本支配の構造的性質や歴史的性格などが検討されてきた。⁽³⁾

とくに、高橋実氏は、幕藩制国家の集権的権力構造の中に有する旗本支配の構造的性質について、幕藩制権力構造の特色および矛盾

のありようは解体過程のなかで明確に把握することができるとして、旗本知行所支配の確定する「元禄地方直し」を幕府が公儀公権として超階級の位置を確立せんがための政策であると指摘するのをはじめ、旗本支配の危機の深化過程に対応して、個別旗本が幕藩領主総体の階級的支配強制を背景にさまざまな領主的諸対応を必死に行なっていたことの問題を提示した⁽⁴⁾。また、かかる支配構造上の旗本支配に対抗して生起する旗本領農民闘争の性格（位置、意味、役割）を明確にした⁽⁵⁾。川村優氏は、個別旗本（二七〇〇石河氏）等の知行所支配、家政改革を総合的かつ具体的に研究し、なお、上級・中級・小級それぞれの階層に属する旗本の個別研究事例の必要性を提起している⁽⁶⁾。確かに、江戸時代約五〇〇〇家（知行取りは二〇〇〇余家）にもおよぶ旗本すべての知行所支配や危機的状况、および幕府・旗本権力構造の中での階級的支配強制のあり方が均一であったとは思われず、領主的対応も類似性はあるにせよ特殊性も見出せるはずである。また、幕藩領主総体の階級的支配強制には、幕府・大名、幕府・旗本の権力構造が含まれており、別個に検討を要するものである。なお、幕藩制にせめる旗本の政治・軍事的役割や公儀権力を背景とした知行所支配の分権領主としての特質を考えるならば、幕府崩壊後のかれらの動向や近代社会への転化過程を継続して把握することも必要であると思われる⁽⁷⁾。これら、幕藩制に重要な役割を果たした関東に知行所を有する旗本支配の研究は、下総・常陸・上総・相模の各地域を中心に進展しているが、江戸に最も隣接し旗本にと

っても身近でかつ特別な意味を有したと思われる武蔵における旗本支配の研究はやや遅れているといえる⁽⁸⁾。また、武家文書としての旗本文書の残存確認状況の低さの一因に、維新後の旗本の動向確認不足があげられている。

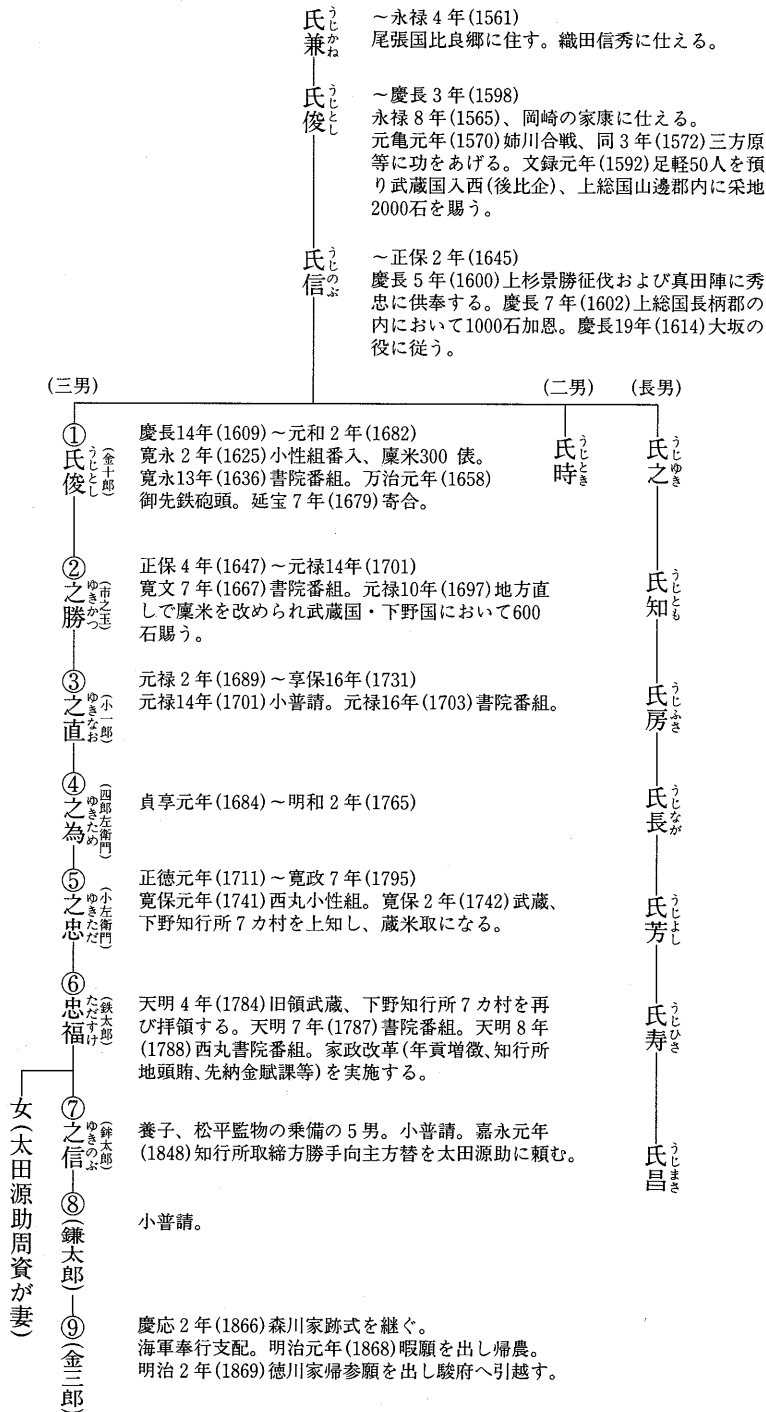
本館に収蔵されている藤城家文書は、六〇〇石旗本森川家支配、武蔵国葛飾郡大島村（現北葛飾郡杉戸町）の名主家（幕末には知行所取締代官）の文書であり、旗本支配関係の文書も多数残されている⁽⁹⁾。そこで、本稿では、幕藩制解体期における旗本森川家の知行所支配の危機とその領主的対応（家政改革）を具体的に検討することを通して、高橋氏の提示した幕藩制的集権と分権（幕府・旗本権力構造）にみる旗本支配の構造的特質を再検討しようとするものである。また、このような領主支配危機に直面し克服できない小級旗本が維新後どのような結末を迎えたのかも、あわせてみることにする。

一 旗本森川家の創出（寛永期）と系譜

森川家は、同家の系譜（表①旗本森川家系図と主な履歴）がしめすように、氏俊の代に岡崎の家康に仕えた三河以来の旗本であり、文禄元年（一五九二）には武蔵国入西および上総国山邊郡の内において采地二〇〇〇石を賜わり、慶長七年（一六〇二）には遺跡を継いだ氏信が一〇〇〇石を加恩され三〇〇〇石の旗本になった。この系統が本家森川家であり、氏信の二男である氏時と三男である之俊はそれぞれ分家し、小級旗本になった。本稿で検討する森川家は、

表①旗本森川家系図と主な履歴（「寛政重修諸家譜」「藤城家文書」による）

幕藩制解体期における旗本支配の対応と特質



この之俊（初代）の系統である。寛永期は、幕府支配機構強化のため直属家臣団（旗本）による三番方の組織再編成がなされ、また、「寛永地方直し」によって旗本知行地の定着と旗本軍役体系が確立される時期であり、旗本の分家による新たな旗本の創出が行なわれたといえる。⁽¹⁰⁾之俊は、寛永二年（一六二五）小性組に番入し、寛永三〇〇俵を賜り、その後、同十三年（一六三六）書院番入し、万治元年（一六五八）には目付に昇進している。二代之勝の代に、「元禄地方直し」が行なわれ、粟米が采地に改められ、武蔵国葛飾、下野国河内・都賀・芳賀の四郡において六〇〇石の知行地を有するようになった。役職では、二代之勝、三代之直、五代之忠、六代忠福が小性組や書院番組の番士となり三〇〇俵の役料を賜っているが、番入り後は昇進もなく、七代之信、八代鎌太郎は小普請であり、幕府の要職に就いて職務加俸を得ることもなく、知行所年貢収入以外に財政基盤をもたない旗本であった。その知行所であるが、元禄地方直しによって賜った二カ国七カ村六〇〇石を、寛保二年（一七四二）には、年貢下免を理由にいったん上知し、天明四年（一七八四）には再び拝領しており、以後幕末に至っているが、蔵米取↑知行取のくり返しが数度行われたという経緯をもっている。

二 元禄十年の地方直しと寛保二年の知行上知

粟米取であった初代之俊が、元禄十年（一六九七）の地方直しによって拝領した知行所各村の領主支配の変遷をまとめたのが表②で

ある。元禄の地方直しは五〇〇石以上の旗本に知行所が与えられ、いわゆる分散知行という幕藩制的旗本知行所支配の形態を確立したものであり、これにより幕府公儀権力の封建集権に対して旗本が封建分権としての役割を分担し、幕府の階級支配の強化に帰結するものであった。⁽¹¹⁾森川知行所も二給→一三給という分散知行として配置されたのである。この時期の森川家の村落支配については史料が残されていないので詳らかではないが、前にも述べたとおり、四十五年後の寛保二年（一七四二）森川小左衛門（五代之忠）は次のような知行所上知蔵米引替の文書を勘定所に提出している。⁽¹²⁾

（史料一）

拝領高六百石七カ村高合八百五石九斗式升九合五勺

武蔵国葛飾郡之内

一高七拾五石五斗壹升六合

上戸村

内高拾九石壹斗五升（虫損）」

込高分

一同百拾式石四斗式升五勺

大嶋村

内式拾八石八合

込高分

一同百五拾五石七斗九合

上早見村

内四拾壹石九斗五升三合壹勺

込高分

下野国芳賀郡之内

一高百拾八石式斗九升四合八勺

長嶋村

内高拾九石四斗七升壹合式勺

込高分

同国河内郡之内

表②森川家知行所各村の支配状況

知行所		知行所		知行所		知行所	
国郡	村(現市町村域)	石高(村高)	石高(村高)	幕末期名主	正保期(田園簿)	元禄期(元禄郷帳)	幕末期(旧高日領)
武蔵	葛島(杉戸町)	112,4205 (434,3434)		藤城太郎右衛門 (知行所取締代官)	代官 伊奈半十郎	②代官支配(元禄10森川) 旗本 三宅十三郎	④代官 旗本 阿野 鍾吉郎 同 三宅鉄五郎 同 森川金三郎
蔵	節 上早見(久喜市)	75,516 (150,3659)		小川 栄喜 (知行所取締代官)	代官 伊奈半十郎	③代官支配(元禄10森川) 旗本 三宅十三郎 同 松平 監物	④旗本 同 平岡 隼人 同 三宅平政次郎 同 森川金三郎
下	芳賀 長島(栃木県二宮町)	118,2947 (862,1232)		金 兵 衛	川越藩 松平伊豆守	④代官支配 旗本 設楽善左衛門 同 森川小左衛門 同 三宅惣九郎	④旗本 同 設 楽 兵 庫 同 森川金三郎 同 三宅鉄五郎
河内	本和田島(同今市市)	224,4196 (854,214)		喜 藤 次	喜 藤 次	③代官支配 旗本 森川小左衛門 同 三宅惣九郎	④代官 旗本 山内源七郎 同 森川金三郎 同 横田権之助
都賀	沓掛(同鹿沼市)	73,6525 (291,61)		喜 右 衛 門	喜 右 衛 門	③代官支配 旗本 森川小左衛門 同 三宅惣九郎	③次上藩支配 旗本 森川金三郎 同 三宅鉄五郎
野	上南摩(同鹿沼市)	57,9171 (1225,885)		彦 助	彦 助	③代官支配 旗本 相馬 撰津守 同 林又右衛門 同 森川小左衛門 同 三宅惣九郎 同 崎川彦左衛門 同 根来八左衛門 同 土屋頼母	③代官 旗本 有馬 鐘一郎 同 近 右三郎 同 森川金三郎 同 三宅鉄五郎 同 崎川彦左衛門 同 根来 鑄太郎 同 土屋金次郎 同 嶋川千之助

知行所石高(村高)は幕末期の状況をしめす「旧高日領取調帳」を、幕末期名主は藤城家文書No.526「文久2・3一同相談取極議定書」を典拠とした。元禄郷帳の支配は武蔵と下野では元禄10の地方直し以前と以後と同時期のものではない。「田園簿」は「武蔵国田園簿」の略である。○数字は相給支配数をしめす。

一高式百拾式石四斗壹升九合六勺 木和田嶋村

内高五拾式石五斗七升 込高分

一同七拾三石六斗五升式合五勺 查掛村

内高拾八石三斗四升九合 込高分

同国都賀郡之内

一高五拾七石九斗壹升七合壹勺

内高拾四石四斗^(虫損) 込高分

高合八百五石九斗三升四合

六百石 拝領高

内 貳百五石九斗三升四合 込高分

去ル子^カ酉迄拾カ年平均

此物成百五拾八石四斗八升七合五勺

内 米九拾九石五斗八升七合式勺
永四拾六貫三百式拾文式分四リ

但 永壹貫文ニ米壹石貳斗五升代

右之外新田見取田畑運上林無御座候

右者私知所、下免ニ付相勤候内、願之通り御蔵米ヲ以引替被^(下カ)

取米知行当分上知ニ成候ニ付、高物成書面之通御座候、以上、

御小性組松平備後守組

森川小左衛門^(之忠)

^(虫損)
寛保二年戊□月

御勘定所

(藤城家文書No.一六七二)

このように、森川家は知行所の年貢下免を理由に蔵米取への引替を願い、また、勘定所(幕府)もこれを認め、幕領として代官支配になったのである。つまり、元禄地方直しによって封建領主となった旗本森川家の知行所支配は完結せず、知行取(封建領主)から蔵米取(徳川一家臣化)へ転化しようという旗本領主支配の側面を示したものであった。知行所の年貢徴収が順調でなかった(年貢下免)理由はよくわからないが、幕府は、地方直し後も旗本の蔵米引替要求を容認し、旗本知行所を上知し直轄代官支配にするという方法(救済策)をとっていたのであり、幕藩制解体期における幕府による知行権の強化というより旗本保護策としての性格をもつものであった。

三、天明四年の知行所再拝領と家政改革

寛保二年(一七四二)に上知された森川家の知行所七カ村は、天明四年(一七八四)には、再び幕府代官支配から森川家支配に復帰している。ここでは、この再度の知行所転換のもつ意味を考えるとともに、幕藩制解体期に森川家の領主的危機(財政的危機)が深化する過程とそれに対する領主的対応(幕府・旗本権力構造という性格の幕藩領主総体の階級的支配強制)を森川家の知行所支配と家政改革をとおしてみていくことにする。

表③森川家知行所支配の危機と領主的対応

年・月	支配の危機の深化と対応
天明5(1785)	江戸長谷川町(日本橋)の伊勢屋孫兵衛から森川忠福が金50両借用。
寛政8(1796).12	50両返済に差滞し金45両米売渡証文(米160俵)受取、書替証文を伊勢屋孫兵衛に渡す。
寛政9(1797).正	知行所地頭賄、金子差支に付、年貢米160俵(45両)を担保に、伊勢屋孫兵衛が月々賄金を調達。
享和4(1804).12	金92両2分4朱の募金等を知行所7カ村で分担して差出す。上早見村(永23貫819文)、大島村(永19貫15文)、上戸村(永16貫410文)、木和田島村(永8貫559文)、沓掛村(永7貫429文)、南摩村(永4貫329文)、長島村(永13貫文)
文化9(1812).8	大島村名主(藤城)吉右衛門、上戸村名主(小川)栄喜が知行所7カ村取締代官に仰せ付けられる。
弘化3(1846).11	武州3カ村名主への預金の月割金を(小川)栄喜へ上納すべくする。
弘化4(1847).6	藤城吉右衛門に中小姓格惣取締役を申し付け、苗字帯刀を免す。
弘化4(1847).11	藤城太郎右衛門、父吉右衛門出精相勳ニ付、給人格申し付けられる。
嘉永元(1848).11	森川銚太郎、武州野州知行所村々小前不穩成をもって、関東取締方太田源助に、知行所取締方、勝手向主法替を依頼する。
12	太田源助、森川家知行所村々惣代等の願い出た地頭所家事勝手向主法替5カ条の調方を翌年2月迄することを、知行所村々名主へ通達。
12	森川銚太郎用人、飯塚治兵衛より知行所村々へ、村々取締方、主法替につき、謂のない先納金、用金を申付けないこと両印(森川、太田)のない下知書は無効であることを伝える。
嘉永2(1849).2	太田源助より9カ条の知行所取締主法替の仕方が「知行所村々への先納金を米100俵から、当年より50俵にする」等通達される。
11	森川銚太郎、太田源助に永久加判、用人鈴木内蔵助の出入等を差替ることを約し、再度知行所取締方の世話を依頼する。
文久2(1862).3	嘉永6(1853)より、森川本家へ知行所取扱をお願いし、本家の取扱いにより金200両出来、当年地頭の子供成長備金として上戸村周作、大島村吉右衛門、上早見村内蔵之丞に50両ずつ預けられ、月金1分宛利足加え上納することにする。
3	知行所7カ村で、地頭御用向はなるべく武州3カ村でつとめ、皆済の節に野州村々も入用を済すことをきめる。

藤城家文書No.621、511、500、394、395、405、396、406、589、526、519、1707、392、697による。

島村の年貢割付状
 (表⑤)延享期〜天明期幕領代官支配・天明期〜天保期森川家支配)を
 もとに検討してみたい。幕領期の大島村は、代官萩原氏・戸田氏・高田氏・渡辺氏・伊奈氏(関東郡代)がその支配にあたり、徴租法は五カ年定免法で水損(干損)等の場合は破免検見による減免措置がとられていた。この期の年貢収納量は、ほぼ一定し

幕藩制解体期における旗本支配の対応と特質

徴収状況を年貢割付状をもとにまとめたものである。知行所村高六
 表④は、再び森川家支配になった天明四年の知行所七カ村の年貢
 (一) 年貢増徴と知行所地頭賄

〇〇石(込高石合八〇五石余)に対して、年貢米一五九石余、永五
 八貫余が同年の予定収納量であった。この年貢徴収が幕府代官支配
 時と比べてどうであったかを、武州知行所の一つである北葛飾郡大

表④天明4年(1784)森川家知行所7カ村の年貢徴収状況

国	知行所		石高	田畑反別	貢量(納合)	7カ村納合計
	郡	村				
武蔵	葛飾	大島村	112石4斗2升5勺	田7町8反6畝19歩 畑5町1反4畝25歩	米35石8斗1合1勺 永4貫50文2分	米159石 5斗8升 永58貫 1555文28分
		上戸村	75石5斗1升6合	田6町2反1畝26歩 畑2町4反9畝27歩	米34石1斗6升6合7勺 永2貫181文6分	
藏	埼玉	上早見村	155石7斗9合	田6町8反2畝27歩 畑10町9反18歩	米39石3斗5升8合 永13貫428文3分	
		下	芳賀	長島村	118石2斗9升4合8勺	
野	都賀	南摩村	57石9斗1升7合1勺	田6反9畝3歩 畑8町3反3畝	米3石3升5合2勺 永7貫129文4分	
		河内	木和田島村	212石4斗1升9合	田5町1反7畝7歩 畑33町3反10歩	
		沓掛村	71石6斗5升2合	田3町4反5畝23歩 畑5町9反2畝25歩	米8石3斗9升2合1勺 永5貫573文6分	

幕藩制解体期における旗本支配の対応と特質

藤城家文書No.1671「森川様御知行所武蔵下野七カ村田畑御年貢割付控」による。

て米三三石九斗余・永三貫九三三文余であり、破免検見による大幅な年貢減少がみられるのは、宝暦元年(米二一石余・永三貫九〇四文)、同七年(米二一升六合・永一貫三二三文)、同十一年(米一四石余・永三貫九〇八文)、明和三年(米五石余・永二貫九八七文)、安永元年(米六石余・永三貫九〇九文)、同九年(米二升七合・永一貫八〇五文)の六年であり、これは幕領支配期のわずか一五%にすぎず比較的安定していたといえる。一方、森川家支配の天明四年以降の大島村の年貢は、同年の検見による反取法で米三五石八斗余永四貫五〇文余と設定されており、森川家は支配の転換を機に米納で約二石(五、六%)、永納で約二二〇文(三%)の増徴を実施した。この年貢増徴は、天明六年(二七八六)の大水水腐による年貢皆無をのぞけば寛政期までは安定した収入を森川家にもたらした。ところが、文政七年(一八二四)〜天保四年(一八三三)にかけては毎年のように水腐引になっており、その年貢収納量は平均米一四石三斗余、永三貫四八一文余と当初設定年貢量の米四〇%、永八五%と減少しており、文政期以降、大島村の農村構造が大きく変化し年貢徴収が不可能な状態に達していたことがわかる。このことは、森川家の新たな財政危機をもたらした本年貢以外による収奪、つまり先納金や用金の賦課の増加という対応を展開することになった。森川家の知行所支配は後退し、下知書(先納金や用金の要求)の知行所への発給が増え、江戸からの文書支配化を一層すすめる、領主的権威の低下を示すものであった。

表⑤幕領期（～天明3）森川支配期（天明4～）における大島村の年貢

年・月	米 合	永 合	備 考
延享2. 11	31石8斗9升7合	3貫904文	当辰検見引2石4斗5升
同4. 10	33石4斗2升9合	3貫904文	
寛延元. 10	33石9斗 7合	3貫904文	
同2. 11	33石9斗 8合	3貫904文	
同3. 11	33石9斗 8合	3貫904文	
宝暦元. 11	21石7斗7升	3貫904文	▼ 幕
同2. 11	33石9斗 8合	3貫904文	
同3. 11	↓	↓	
同4. 11			
同5. 11			
同6. 11			
同7. 11	2升6合	1貫313文	▼ 領
同8. 11	33石9斗 8合	3貫908文2分	
同9. 11	33石9斗2升8合	3貫908文2分	
同10. 10	↓	↓	
同11. 10	14石2斗1升9合	3貫908文2分	▼ 期
同12. 10	33石9斗2升9合	3貫909文2分	
同13. 11	↓	↓	
明和元. 11			
同2. 11	↓	↓	
同3. 11	5石1斗 1合	2貫987文2分	▼
同4. 11	33石9斗2升9合	3貫909文2分	
同5. 11	↓	↓	
同6. 11	33石9斗3升1合	3貫909文2分	
同7. 11	↓	↓	
同8. 11			
安永元. 11	6石9斗4升9合	3貫419文2分	▼
同3. 11	33石9斗3升4合	3貫909文2分	
同4. 11	↓	↓	
同5. 11			
同6. 11			
同7. 11	↓	↓	
同8. 11	33石9斗3升6合	3貫909文2分	
同9. 11	2升7合	1貫805文2分	▼
天明2. 11	33石9斗3升6合	3貫933文2分	
同4. 10	33石3斗5升1合1勺	4貫 50文2分	
同6. 10	皆無	25文1分	▼
寛政4. 10	35石7斗9升3合1勺	4貫 50文2分	
同6. 11	35石8斗1升1合	4貫 50文2分	
同10. 11	(36石2升)	4貫 50文2分	} 94俵8升1合4勺 (3斗8升入)
同11. 11	(36石2升)	4貫 52文2分	
文政7. 10	13石4斗3升1合1勺	4貫 50文2分	▼ 幕
8. 11	10石 1合1勺	3貫240文2分	▼ 森
9. 霜	11石7斗2升8合1勺	4貫 50文2分	▼ 川
10. 11	32石2斗9升6合1勺	4貫 50文2分	
11. 霜	4石8斗8升 1勺	2貫835文2分	▼ 支
12. 霜	11石7斗2升8合1勺	2貫835文2分	▼ 配
天保元. 11	8石3斗 1勺	3貫 24文2分	
2. 11	13石4斗4升2合1勺	4貫 50文2分	▼
3. 11	31石2斗9升6合1勺	4貫 50文2分	▼
4. 11	6石5斗8升6合1勺	2貫632文7分	▼

藤城家文書No410～463大島村年貢割付状による。▼は水腐引のあった年をしめす。

幕藩制解体期における旗本支配の対応と特質

森川家の財政は、知行所再拝領の天明四年時から困窮しており、蔵米取から知行取への転換もそれを打開するためであり、年貢増徴のみならず新たな収奪をもつて知行所に転嫁することを意図したものであった。知行所再拝領の翌天明五年（一七八五）には、次の史料のように地頭賄の要用金を知行所七カ村に申し付けたが、村側が調達できないという理由で江戸長谷川町の商人伊勢屋孫兵衛（大島村名主吉右衛門弟）から金五〇兩の借金をしており、寛政九年（一七九七）にも知行所からの金四五兩米売渡証文（年貢米一六〇俵）を担保に日々暮方を調達してもらっている。

（史料二）

下知書

一金五拾也

右者、先達而天明五辰年、其村々江無惣要

用金申付候処、調達致兼候ニ付、其節御殿様

御裏印并ニ用役中川伴左衛門、左之村々名主共印

形為致、書面金子長谷川町伊勢屋孫兵衛方

ニ而其節致借用、則右金槌ニ受取候、右金其翌

年前書之通無相違返済可致旨、御印鑑付を以証文

入置候処、段々知行所水腐等も有之、勝手御差支ニ

相成候故、是迄差滞候処、今般金四拾五兩米売

渡証文、則米百六拾俵書入売切を以金子四拾五兩

槌ニ受取候丈吉ニ有之候、句論当巳ノ正月書替証文

右孫兵衛江相渡、金四拾五兩当正月も月々暮方
則孫兵衛方も受取候筈ニ候、然ル上ハ暮方不足致候ハ
其村々相賄候筈是又聞届候、且又万一伊勢屋
孫兵衛方江金五拾兩書替証文差滞及出入候ハ、其節ハ
其村々江決而難儀相掛申間敷候、尤入用等ハ其節
相同引取可被申候、為後日下知書、如件、

寛政八辰

森川鉄太郎内
（忠徳）

十二月

田中万兵衛（黒印）

上早見村名主 熊次郎

上戸村名主 四郎右衛門

大嶋村名主 吉右衛門

木和田嶋村名主 「一」吉

南摩村名主 弥惣右衛門

沓掛村名主 弥兵衛

右六カ村名主共ハ

（裏書）
表書之通、相違無之者也、
（忠福）
鉄 （黒印）

（藤城家文書No六二一）

すなわち、森川家の地頭賄は本来知行所村々が賄金を用立てるわ

表⑥文久元年（1861）知行所地頭賄による森川家の家計

(収入)

No.	金額	入金仕方
1	金37兩3分2朱、錢752文	申年（万延元）勘定出入差引繰越分
2	内金30兩	本家鎌太郎賄入用返済用立分
3	金3兩	正. 15 知行所草茶代上納分
4	金17兩	2. 上戸村申年収納皆済分
5	金4兩2分	7. 上早見村畑方永
6	金5兩	8. 25 飯茶代、先納金上戸村分
7	金5兩	飯茶代、先納金大島村分
8	金4兩2分	飯茶代、先納金上早見村分
9	金1兩	野州木和田島村畑方永
計	金107兩3分2朱、錢752文	

(支出)

月	支出金	主な使途
1	金2兩1分1朱 錢 3貫770文	1月分賄方、御子様方手習入用（2兩）、塩噌代（400文）、知行所年始番渡分（2貫文）、万才祝義（200文）、頼母子講懸金（2朱） 他
2	金2兩1分2朱 錢 1貫264文	2月分雑用、御三方様手習入用（2兩）、塩噌代（400文）、頼母子講懸金（2朱）、糸錦買代（300文）、糸染代（148文）、春相院13回忌法事（1分） 他
3	金8兩1分2朱 錢 748文	賄料（1兩3分）、御三方様手習入用（1分）、塩噌代（400文）、頼母子講懸金（2朱）、弥四郎給金（3兩）、元吉給金（1兩2分2朱）、女中給金（1兩1分）、大坂足袋二足代（1分ト348文） 他
4	金7兩2分 錢 2貫320文	定用御三方様手習入用（2兩）、頼母子懸金（2朱）、野州木和田島村等廻村往返路用代（3兩）、供方仲間手当（1分）、塩噌代（400文）嶋縮緬単物等代（1兩3分ト336文）、上和砂糖1斤代（876文） 他
5	金3兩3分3朱 錢 1貫400文	賄雑用御子様方入用（2兩）、お鉄雑用（2分）、塩噌代（400文）、頼母子懸金（2朱）、おきん衣類代等（1分2朱ト52文）、上戸村迄立飛脚代（2朱ト200文）、奈良餅惟子1反等代（1分ト朱ト248文）、野州武州廻村加籠代（2分） 他
6	金4兩1分1朱 錢 3貫704文	定式賄料手習入用（2兩）、お鉄6月分入用（2分）、塩噌代（400文）、富士參詣物入（600文）、頼母子懸金（2朱）、上戸村けい古向路用・諸買物代（1分）、畳替代（2朱ト164文）、釜ふた代（1分）、小刀代（124文）、正油樽代（124文）、火打箱代（72文） 他
7	金12兩2分1朱 銀 6匁5分 錢 5貫915文	賄料（2分2朱）、お常おきん賄料（3分2朱）、お鉄雑用（2分）、塩噌代（400文）、元吉弁当代（41文）、頼母子懸金（2朱）、半紙2状帳面代（64文）、講武所鉄砲諸入用（1朱ト116文）、小普請役金（4兩）、知行所うどん粉打出代（841文）、南蔵院盆料（200文）、盆買物代（588） 他
8	金12兩 錢 669文	賄雑用代（1兩）、塩噌代（400文）、おきん住居入用（2朱ト438文）、頼母子懸金（2朱）、上戸村迄罷越路用入用（2兩）、大塚辻番人給金代等（1分1朱ト5文）、味噌花瓦代（80文）、御飯米遣代（6兩） 他
計	金53兩1分2朱、銀6匁5分、錢19貫790文	

藤城家文書No.207「森川鎌太郎様御勝手金銀請払帳」による。なお本帳には、8月までの支払明細しか記されていないので、9月以降の支出明細は不明である。

けだが、それが差し支えたときは、江戸の商人から年貢米を担保に借用していたことがわかる。この知行所地頭賄の金額は、享和四年（一八〇四）十二月の森川知行地村名主連印暮向出金取極議定によると金九二兩二分四朱であり、知行所七カ村で分担出金している。

また、文久元年（一八六一）の森川鎌太郎様御勝手金銀請払帳（一〇八月）によると表⑥のとおりであり、年間一〇〇兩ほどの旗本家計を知行所村々が賄っていたことがわかる。このような知行所地頭賄は、旗本知行所支配の後退であり、村側からみれば積極的な旗本

財政抑制策ではあったが、その用金や先納金の負担は村内の小前貧農層にとっては大きな負担であり、旗本支配の矛盾から村内に新たな抵抗を生起し不穏状態を形成することになる。⁽¹³⁾ そのような村内の新たな抵抗に対処すべく、森川家は村役人層を中心にした新たな知行所支配強化のための家政組織の再編に着手することになる。

(二) 文化九年の知行所七カ村取締代官の設置

文化九年(一八一二)八月、森川家は野州武州知行所七カ村取締代官として、大島村の(藤城)吉右衛門と上戸村の(小川)栄喜を任命し隔年で勤めさせ、役中は帯刀を免じ米耆人扶持を給することにした。⁽¹⁴⁾ この知行所七カ村取締代官の性格と職務について、兩名が地頭所に差出した請書と掟書があるので、長文ではあるが全文を次に紹介することにする。

(史料三)

御請書之事

一 此度武州野州御知行所七カ村為御取締、私共
両人江御代官被 仰付耆人宛隔年ニ可相勤旨、右ニ付
当役中帯刀御免玄米耆人扶持宛被下之、冥加
至極難有仕合奉存御請差上申候、然上者万事
出精仕、御屋敷様御知行所御為メ第一ヲ相考、毛頭
役威等以私之取斗、非分之沙汰無之様遂謹慎
己直温弟等を以教へ導き、軽キ百姓等ニ至迄相

懐キ重失道耕作農耕等騒敷時々休耕之節者、親
類朋友集会仕、従前々被 仰出候

公儀御法度書之趣堅く相守、村々静語ニ相
相納リ、不時之禍災無之様互ニ心付、全農行

之休日逆茂、今日一日ヲ空ク相暮不申候様、百姓一
統心懸候儀者取締役人出情不出情ニ可有之

事ニ付、修身齊家ニして、村々安泰無事

之工風専一相心懸旨被 仰渡、是又奉畏候、

附掟左之通

一 御用ニ付御知行所廻村之節、村々ニ而賄贈音信^(働カ)
贈等菓其筋、且酒食共馳走ケ間敷儀、決而
請之申間敷候事、

但 御用之儀ニ付整兼、無扨一兩日茂滞留之節者

一 汁香物麩飯限り可請之、尤右木錢飯料

とし、一日鳥目百銅宛当宿江相払、村方

も茂木錢飯両請取書可差出之、是者御上

も可被下候事、此段村々江茂兼日御触流有之

承知之事、

一 毎歲御年貢上納之儀、村々も者取締り役人方江相納

可申候、兼日村々江茂触流し置候事、尤年々皆済

勘定之儀者十一月十五日定日ニ相定、取締役宅

江集会仕、村々立合之上、米金分厘毛払勺才迄

嚴密追而間違等無之様念入可遂勘定、其上

村々帳面差添、米金共取締方江相納、村々江請取書差出置、来正月年始御札之節、古帳面

御上江差上、年々納り方米金共村限り委細ニ申之

右皆済請取、御方取締方江頂戴帰村之節

時日ヲ不移村限りニ相渡、兼日差上置候請取

書と引替可申候事

附 右村々集会之節も役宅ニ而酒食其外馳走

カ間敷儀差出申間敷候、尤御用向整兼滞留之

節者一汁香物麩飯可差出之、右之節も一日彦人

鳥目百銅宛役宅江村々可差出候、此料者

御年貢上納之儀候得者、村々入用之積り御上

と被下者無之候、是又兼日御触流村々相心得

罷在候事、

一 不時御用ニ付、下野御知行所江罷越候節者、江戸

御屋敷江相伺、御用向之儀御上江申上、御差図之

上、村々江之御下知書持參可罷越候、尤差懸候儀ニ而

延日ニ不相成儀者道中飛脚ヲ以、訳金

相認メ日限等間違無之様御屋敷江申上置、帰村

之節、早々出府仕、御用之趣可申上候事、

附 右之節者休年成共、栄喜、吉右衛門兩人

供彦人ニ而可罷越候、尤此御入用者御上之御用

幕藩制解体期における旗本支配の対応と特質

向ニ有之候ハ、取締兩人江一日鳥目三百文

宛、供のものへ式百文可被下候、村方非常

之儀ニ而願出罷越候節者、御上も者一切不被下

置候、是者村入用ニ可申付候、兼日村々江茂相触

流し有之候事、

一 御知行所田畑米永御年貢等儀ニ付、検見或者非常

之儀ニ付、村々も無拠願書有之候節者取締り方江申

出任差図、不得止事ヲ儀者御屋敷江相伺可申

候、尤後難ニも不相成儀候程之儀ニ而、内済ニ茂相

成儀者不伺及取斗、相済可申候事、事品々之

儀者委細ニ訳ケ合書留置、出府之節差出可申候、

右之通、堅相守出情相勤可申候、依之御請

奉差上候処、仍如件、

文化九申年八月

宮崎十兵衛 殿

上戸村 栄喜

大嶋村 吉右衛門

(藤城家文書No.一七〇七)

この知行所七カ村取締代官は、「御屋敷様御知行所御為メ第一ヲ相

考」とあるように旗本知行所支配の貫徹もしくは安定を第一として

設置された役職であり、「村々静語ニ相納り、不時之禍災等無之様互

ニ心付、全農行之休日迎茂今日一日ヲ空ク相暮不申候様、百姓一統

心懸、「村々安泰無事之工風専一可相心懸」とあるように、村々静語・村々安泰を目標としていた。そして、知行所各村々の取締としての廻村や年貢上納・勘定などの農政実務を担当したのである。これらは、従来旗本用人（役）の職務であり、森川家にとっては、知行所村役人層に用人的役割をもたせ知行所支配の強化をめざすとともに、村内小前層を中心とした旗本支配の矛盾に対する抵抗の防波堤的役割をもたせるものであった。また、このような知行所農村の荒廃には、従来の貢租収奪とは別に、森川家が先納金や臨時金、預金貸付による利子徴収などの新たな収奪を展開したことが一因になっている。実際、大島村における年貢収納はこの期には減少している⁽¹⁴⁾のであり、逆に先納金や臨時用金賦課、預金貸付は増えたのである。これら収奪強化は、取締代官の働きにおうところは大きく、藤城吉右衛門は弘化四年（一八四七）に中小姓格惣取締を申付けられ名字帯刀を免された。しかし、先納金や臨時用金の知行所への負担転嫁は、旗本財政の一時しのぎにはなっても、再建にはなりえず、旗本支配の危機を一層深化させることになる。

大島村では、それまでの年貢割付状にかわって天保十五年（一八四四）以降毎年のように年貢皆済目録が作成された⁽¹⁵⁾。表⑦は、各年の①田畑年貢納合永（名主給、扶持米、水損用捨引等を差引し、貸付預金利子等を加えたもの）、②納金（賄料、御飯米、出府雑用金臨時入用、先納分利子等の合計）、③①―②で納辻（各年の皆済収支）の状況をまとめたものである。天保十五年には、田畑年貢米永が四

二貫九〇文であったにもかかわらず、納金として三一貫八五文余が差引され、納辻は一一貫四文余であり、以後この納辻は年々減少し、嘉永期には過納（大島村の赤字）になっている。結局、この過納分の負担は本来的な領主と農民の支配―被支配関係にもとづく年貢収奪関係の破綻を意味し、一層、小前農民層へ大きな打撃を与えることになり嘉永期における村内小前層を中心とした不穏状況は極限に達していたことが予想される。これは、「村々安泰・村々静語」を目的に、文化期に設置された知行所取締代官をはじめとする村役人層では手におえない状況であり、森川家はさらに深化した支配危機に対する領主的対応をせまられることになった。

(三) 知行所農民の家事勝手向主法替要求と嘉永元年の関東取締出役による知行所取締方・勝手向主法替

旗本森川家の知行所支配の危機的状況が深化した嘉永元年、当主森川鉦太郎は、親類筋で関東取締出役の太田源助に次のように知行所取締方を依頼した⁽¹⁷⁾。

（史料四）

御頼申一札之事

私知行所武州野州村々小前之者共、不穩成趣ヲ以

名主共主法替之義願出、御親類之内ニ而御引請、万端家

事勝手向ハ向論知行所村々取締方主法替相立度段願候

ニ付、其御許様儀者先年取締方被成下候家柄之儀ニ付

此度之儀も御手数數相懸ケ候義ニ者候得共、万端取締方御引請被下、知行所村々江加判之義、曾根内膳殿於役宅御願申候上ハ、知行所村々穩ニ相治リ候様御取締可被成下候、依而、御頼書、如件、

嘉永元年十一月

太田源助 様

森川鉾太郎 印

(奥書)
前書之通、御頼ニ付我等方ニ而取締方致し候間、別紙両印之下知書差下もの也

太 源 (黒印)

武州
野州 村々名主江

(藤城家文書No.三九四)

この関東取締出役太田源助への知行所取締方の依頼は、森川家の自主的な意図にもとづくものではなく、知行所村々名主側からの家事勝手向と知行所村々取締の主旨替要求、しかも森川親類筋の引請を望んだ上でのことであり、各知行所村々小前層の不穏な状況が名主層にそれを決意させたといえる。その結果、森川家は関東取締出役という権威を頼みに、太田源助に知行所取締方を依頼したのである。旗本の個別領主としての権威は矢堅しても、なお幕藩制領主下のもとでは、親類筋の領主の家政参画をとおして主旨替はありえた

幕藩制解体期における旗本支配の対応と特質

のである。この時、知行所村側が要求した主旨替は次の史料により五つの内容からなっていた。

(史料五)

書下ケ

其方共義、鉄太郎知行所村々惣代、地頭所家事

勝手向其外万端主旨替願出候趣左之通、

一 用役飯塚治兵衛可差替候

一 女中差替小女中減シ、都而過人数等無之様仕度候、

一 長屋向不残明払仕度候、

一 御物成之内、定入用引除、残米永ニ而御暮方主法

相立度候、

一 金子内蔵助ハ向論出府出役御差留候様仕度候、

右五カ條其外共調方、来酉二月迄此方ニ而預置候間、早々

四カ村之上、小前一同江申聞、御差支不相成様可致者也、

嘉永元年 太 源 (黒印)

十二月

武州
野州 村々名主江

(藤城家文書No.三九五)

①用役(人)飯塚治兵衛の差替。②女中差替、小女中減し、過人数なきようにする。③長屋向は残らず明け払う。④物成の内、定入用を引除き残米永にて暮方主法を立てる。⑤鈴木内蔵助の出役を差留ることの五条であり、旗本家政用役を中心とした人事刷新と女中

や長屋住の下級家臣を中心とした雇人の削減や暮方金の抑制であり、村側の旗本家政に対するより積極的な介入であった。これら村側の要求に対して、太田源助は翌年二月までに調査することを約し、村内小前層をひとまず納得させた。そして、翌嘉永二年（一八四九）二月、太田源助は次のように下知書でもって村側に、九カ条の森川家主法替を伝えた。

（史料六）

下知書

一 今度森川鉾太郎殿知行所加印被相願候二付、
昨年七カ村に主法替之儀被及頼候間、取調候処、
勝手向其外物入多少之場所も有之、又者不用之
簾も相見江、左候而者年々及損費、殊ニ者村方之
迷惑之筋合も可有之ニ付而者、此度左之通、カ条
書ヲ以申渡候、

一 先納金江米百俵差向候処、当年も五拾俵
差向候間、元利相済候迄、年々引取可申事、
一 栄喜公用手当米并米拾俵ト式斗式升式合三勺
去ル末年も辰年迄拾カ年之内引方米并名主共
組頭其外扶持米相渡候処、当酉年も取上候事、
一 勝手向賄其外人給共別紙之通及増減候事、
一 村方出役之儀、向後検使検見分又者当表
吉凶其外差掛候筋合之節者、出役差遣シ可申候、

餘者呼出候敷、文通ニ而事足候ハ、定飛脚可為
村方も成丈文通可為事、

但シ出役之儀已後者他所之者不差遣、家来可為事、

一 鈴木内蔵助、是迄頼ニ而為致出役候処、已後者相頼
申間敷事、

一 上早見村、先年土手普請之儀ニ付、下ケ金

差遣候処、右者自普請之簾ニ付、向後下ケ金差

遣不申、已後者自普請与可相心得事、

一 其方共并小前之もの共、内々ニ而地頭所手先江召

呼候共、及断罷出申間敷候、若又於手元及内談候

者於有之者、急度咎可申付事、

一 諸向も買掛之儀ニ付、地頭も直書ヲ以知行所江

差遣ニ候共、差上申間敷一銭たり共差出申間敷

候事、

但シ、品ニ寄兩用役共之名前添翰差遣シ候ハ、

可為対談、乍去用役共印形引合相違も致シ

候ハ、取上中間敷事、

一 其方者銘々格席も有之候身分ニ而、小前

者同様無力ニ而出入いたし候儀有之間敷事、

右之通、主法替相立候上者、地頭所差支も有之間敷

且者、村方難渋之訳柄も薄く可相成、一同実意ヲ以

致納得、万事差支無之様可被取斗、依之下知

書差下もの也、

嘉永二酉年二月

太田源助(黒印)

武州 野州 村々

名主

組頭

惣百姓

(藤城家文書No.三九六)

その内容は、①先納金を従来のみ一〇〇俵から当年より米五〇俵
 限とし、年賦として年々引取る。②上戸村名主(知行所取締代官)
 小川栄喜の公用手当米、来未年より一〇カ年の引方米、名主・組頭
 の扶持米を取り上げる。③勝手向賄料、給金を減らす。④村方出役
 は検使・検見・検分・その外吉凶事等に限り、出役役人には他所者
 を差遣わさず家来を差遣わす。⑤鈴木内蔵助の出役をやめる。⑥上
 早見村の土手普請は、今まで下ケ金を出していたが今後は自普請に
 する。⑦村役人や小前の者共内々の地頭所手元への出府をやめる。
 ⑧諸用・買掛として地頭より直書がきても一錢たりとも出さない(品
 により両用役共の名前添翰がある場所は対談できめる)。⑨知行所村
 役人で格席ある者は、小前同様の無刀出入をしない。ということの
 九条であった。新たな旗本収奪のために、村々安泰・村々静語を目
 的として設置された知行所取締代官や名主・組頭等村役人層の地位

幕藩制解体期における旗本支配の対応と特質

は後退しており、旗本用人・出役は刷新され、旗本生活費の賄料は
 減少し、旗本収奪の先納金も制限された。旗本森川家の知行所支配
 は村側小前層の抵抗の前に完全に後退せざるをおえなかったのであ
 る。

四 嘉永六年の森川本家知行所取扱

嘉永期の森川家知行所村々小前層を中心とした旗本支配の矛盾に
 対する抵抗は、森川家親類筋にあたる関東取締出役太田源助による
 森川家政の大幅な主法替を実現させ、森川家の知行所支配の実権を
 完全に撤退させた。森川家に六〇〇石の知行所を支配する能力の無
 いことは明実のものとなったのである。とはいえ、関東取締出役に
 よる主法替(治政)は、「旗本」支配を前提としたもので否定するも
 のではなかった。このような旗本支配に対する村側の優位を背景に、
 森川知行所村々は、嘉永六年(一八五三)には、知行所取扱いを森
 川本家に願上げており、知行所支配は新たな展開をみせた。次の史
 料は、森川本家の知行所取扱いの一端をしめすものである。

(史料七)

奉預り金子之事

一金五拾両也	上戸村	周作	⑧
一金五拾両也	大嶋村	吉右衛門	⑨
一金五拾両也	上早見村	内蔵之丞	⑩
合金百五拾両也			

右之金子、私共地頭所御幼年ニ付、去ル十ヶ年以前嘉永六五年
御本家様諸事御取締者向論御知行所迄、御取扱等被成下置度村
々一同奉願上候処、厚キ御世話ヲ以、去ル酉年迄ニ金貳百両余出
来、依之御子様方御成長之上御世話備金右三人之者江御下ヶ奉
願上、前書之通り御預リ申処実正ニ御座候、然上者、金五拾両
ニ付壹ヶ月金壹分つゝ利足差加へ、当戌皆済之節御上納可申候、
尤差掛リ候御入用向も無御座候ハ、此証文ヲ以御入用之節迄、
御預リ申上度候、且前書金子之儀、三カ村之内壹カ村何様之儀出
来候共、残両村ニ而引請無差支御上納可申上候、依而証文奉差上
候処、如件、

御知行所

文久貳年

武州葛飾郡上戸村

戌三月

名主見習
小川周作

同州同郡大嶋村

名主見習

藤城吉右衛門

同州埼玉郡上早見村

名主

齋藤内藏之丞

御本家様御内

御地頭所御掛リ

御役人中 様

前書御下ヶ之儀、右三カ村及相談シ候処、御本家様御取締被成下
候故与一同難在奉存候、御下ヶ之儀願上候間、私共義も承知仕候
間、奥書印形仕候、以上、

(文久二年)
戌三月

上戸村 小川栄喜 ㊦
大嶋村 藤城太郎右衛門 ㊦

(藤城家文書No.五八九)

この森川本家による知行所取締扱いは、地頭幼少とはいえ知行
所村々百姓の総意にもとづくものであり、実際、本家取扱いの一〇
年間で二〇〇両余の金が工面でき、文久二年(一八六二)二月には
上戸村(小川)周作、大嶋村(藤城)吉右衛門、上早見村(齋藤)
内藏之丞の武州知行所名主三名へ五〇両ずつの預金を実施してい
るのである。実際、表⑦をみてもわかる通り、大嶋村の年貢皆済目録
によると、嘉永七年(一八五四)以降、大嶋村の皆済収支は嘉永期
当初の赤字(過納)状態から黒字収支に転じている。また、武州野
州知行所七カ村では、文久二年三月、地頭用向きが手近故に武州知
行所ばかり呼出しになるので、なるべく武州三カ村で用向きを済ま
すが、知行所一般の儀については皆済の節に野州村々も入用を済ま
すことを取り極めている。⁽⁸⁾

この幼少の地頭とは九代森川金三郎のことであり、慶応二年(一
八六五)十二月に跡式を継ぎ、幕府の軍制改革で改編された海軍奉

表②天保15年(1844)以降大島村の年貢皆済状況

年・月	①田畑年貢永(預金利子加え 名支給等差引後)	②納金(賄料、臨時用金、先納分 利子、御飯米、出府雑用費、郡 代貸付返済費等)	③①-②納辻(皆済勘定収支)	備考
天保15. 11	42貫 90文	31貫 85文 4分	11貫 4文 6分	
弘化2. 11	43貫404文 3分	42貫940文 9分	463文 4分	
同3. 11	4貫 50文 2分	1両1分 2朱	2貫527文 7分	▼水損 7分用捨引
同4. 11	38貫656文 6分	(41貫402文 1分)	(△41貫402文 1分は過納カ)	
嘉永元. 11	33貫930文 4分	30貫264文 3分	8貫392文 3分	
同2. 11	30貫538文 4分	52貫395文 1分	△18貫464文 7分過納	
同3. 11	66貫530文 7分	55貫577文 6分	△25貫 39文 2分過納	
同4. 11	44貫538文 3分	97貫801文 5分	△31貫270文 8分過納	▼水腐 4分 5厘用捨引
同5. 11	48貫727文 3分	64貫490文 5分	△14貫764文 7分過納	
同6. 11	45貫695文 1分	94貫530文	△45貫802文 7分過納	
同7. 11	48両 1分 2朱ト永65文 2分	100貫444文 5分	△50貫530文 3分過納	
安政2. 11	29両 3分ト永16文	28両 2分 1朱ト永66文 4分	19両 3分ト永61文 3分	
同3. 11	33両 2分 2朱ト永84文 7分	22両 1分ト永456文 7分	7両ト永59文 3分	▼水腐用捨引
同4. 11	32両 1分 2朱ト永49文 9分	28両 3朱ト永48文 2分	6両 3分ト永39文 4分	
同5. 11	53両 1分 2朱ト永612文 6分	26両 2分 2朱ト永87文	7両 2朱ト永31文 2分	▼水腐 2分 5厘用捨引
同6. 11	16両 2朱ト永366文 6分	41両 1分 7朱ト永114文 4分	13両 1分 2朱ト永17文 5分	▼水腐悪米勘弁
万延元. 11	49両 1分 2朱ト永380文 9分	26両 3分 3朱ト永 1貫988文 6分	△12両 1分 2朱ト永59文 5分過納	▼水損風損 2分 5厘用捨引
文久元. 11	67両 3分 2朱ト永100文 9分	22両 2分ト永 1貫968文 5分	25両 1分ト永37文 4分	
同2. 11	61両 3分 2朱ト永913文 2分	12両 2分 3朱ト永121文	55両 2朱ト永42文 4分	
同3. 11	7両ト永46貫11文 7分	43両 2朱ト永540文 9分 1リ	18両 3分ト永372文 2分 9リ	
元治元. 11	7両ト永43貫156文 6分 5厘	37両 1分ト永586文 7分	永14貫175文	
慶応元. 11	69両ト永59文	25両 1朱ト永855文	24両 3分 3朱ト永179文	▼ 2分 5厘用捨引
同2. 11	88貫534文 9分	28両 1分ト永 2貫668文 7分 5リ	38両ト永 300文	
同3. 11	112貫846文	70両ト永 4貫190文	14貫344文 9分	
		30貫341文	82貫505文	

藤城家文書No17~40大島村年貢皆済目録による。△は過納をしめす。

行支配になっていく。また、慶応三年九月には、幕府より知行所物成半高(四分一)軍役金上納の令が出されるが、森川家は、同年十二月金八九両を軍役金として上納している。つまり、高橋氏のように、幕藩制のもとでは、どれほど財政が窮乏しても旗本支配は存在したのであり、農民闘争によって個別旗本支配が排除されても、なお幕藩領主総体の階級的支配強制を背景に旗本支配(領主的対応)は行われたのである。⁽¹⁹⁾ 旗本支配構造は、徳川氏の直臣ゆえに幕藩集権としての公儀(幕府)に大きく依存した性格を持ち、集権としての幕府の崩壊と同時に大きく解体するという性格のものでもあった。しかし、関東における個別旗本支配権の農民闘争による後退は、幕藩制下における個別旗本支配の無力化のみならず、幕府権威の失墜にも大きな影響を与えたのは事実であり、幕藩制の崩壊を早める重要な要素になりえたといえる。

四 幕府崩壊後の森川家の動向

(一) 慶応四年の知行所土着(帰農)

慶応四年(一八六八)四月、江戸城が明け渡され幕府は崩壊した。その後五月、徳川家の相続が田安家の徳川家達にきまり、家達は駿府七〇万石に封ぜられた。このとき、旧旗本は、①帰順として朝臣となるか、②徳川家臣として駿府に移住するか、③帰農工商するかの三者択一をせまられた。そして、帰順朝臣以外の旗本の知行地は上知され府県の所管となったのである。森川家は、慶応四年八月時

点では、本家同様駿府移住を予定していたようで、駿府移住の相談ということ、武州旧知行所三カ村名主の藤城吉右衛門、小川大重、齊藤内蔵之丞の三名を江戸に呼び出している。⁽²⁰⁾ しかし、駿府には移住しなかったようで、同年十一月十八日には次のような暇願を徳川家に出している。

(史料八)

宿所本郷宿上地森川□之助屋敷跡借地小堀丹礼方同居仕候

拝領屋鋪 坪数貳百七拾五坪 大塚坂下町

拝領屋鋪 坪数百貳拾壹坪 渋谷宮益町

高六百石 本国尾張 養祖父 森川銚太郎死小普請

生国武蔵 養父 森川鎌太郎死小普請

森川金三郎

巳歳二十

慶應二辰年十二月廿六日跡式被申付、明治元辰年十一月十八日願之通暇被申候、

(藤城家文書No五四二)

暇願を出した森川家は家族ともども帰農すべく、武州知行所を訪れた。ところが、当主金三郎にとつては百姓出精(土着)することは無理であったようで、次の史料のように姉のみを知行所に預け、当人は東京に滞在していたのである。

(史料九)

入置申一札之事

一其村々義、旧来方知行ニ候所、今般

御一新ニ附上知ニ相成候得共、旧縁ニ付

上早見村、大嶋村、上戸村江私義家

族共屋介ニ相成恭仕合存候、一躰私儀

百姓出情致度候得共、何分不行届二付

其御村々御三人江相談之上、東京懇

意之者多方候上者、私身分何様之

義相成候共、決而御外心申間敷候、然上者

姉つね義屋介共御頼申候、且向後御取斗

筋ニ付、私共不申及家族共決而故障申

間敷候、為後入置申処、仍而如件、

明治二年 元地頭森川

巳六月 本家江印鑑預付 金三郎(花押)

武州旧知行所 書判

内蔵之丞 殿

吉右衛門 殿

栄 喜 殿

外御役人中

(藤城家文書No三九九)

(二) 明治二年の駿府帰参をめぐる本家と村の対応

暇願を出したものの、帰農する意思もなく、家族を知行所に預け

幕藩制解体期における旗本支配の対応と特質

東京に残った森川金三郎であったが、決局、翌明治二年(一八六九)十月、次の史料のように徳川家帰参願を出し駿府へ移住することになった。

(史料十)

以書付奉願上候

私儀、昨辰年十一月十八日願之通、御暇被下置生活之

為メ帰農罷在候処、追々活斗之道も相定候ニ付、

此度帰参仕度、此段奉願上候、以上、

巳十月十八日

森川金三郎(黒印)

(藤城家文書No五四二)

この森川金三郎の駿府帰参については、本家による徳川家への取扱いがあつて実現したものであつて、本家森川政治郎は武州知行所上戸村、大嶋村、上早見村役人中に、駿府帰参の経緯と旧知行所村へ迷惑をかけない旨の文書を差し出している。これに対して、旧知行所村々名主は連印で本家森川政次郎に次の文書を差し出した。

(史料十一)

一札入置申候事

一此度、森川金三郎様 御本家様御厚

情ニ而徳川家江帰参願も相立難有仕

合ニ奉存候、金三郎様之義是迄旧知行所村江

罷越候節、不埒之廉も有之、御本家御次男

政次郎様御立合之上、同人も御了解申聞候処、

一言申訳ケ無之次第第二付、若此以後駿州表江

罷越、猶不埒之義有之候ハ、金三郎浪

人ニ相成候間、外々も御本家様御世話ニ而御養子致し

御家ヲ相立被下候様御願申上候、旧知行村役共ニ

不申及、御同人も御恨ミ申聞敷と申上候、

此段一札入置申処、如件、

明治二巳年

十二月朔日

武州葛飾郡

大しま 吉右衛門

上戸 栄 喜

上早見村

御本家

政次郎 様

(藤城家文書No六三七)

幕藩制下のみならず、幕府崩壊後においても森川家は旧知行所に對して不埒の廉を重ねていたのであり、駿府帰参後の行状についても、旧知行所側では浪人になるのではと心配しているのである。そして、本家へ養子として引き請けることを望んだのであった。ここに、ようやく幕藩体制の旧旗本支配からはなれて、明治中央集権体制下での新しい村落支配が、旧森川知行所でも始まることになった

のである。幕藩制解体期に、個別領主支配危機が深化するなかで、その対応に独自の領主権を發揮できず克服できなかった小身旗本(森川家)は、激動の維新时期に際しても、時代や社会の変化に対応・転化することができず徳川家臣の道を選択するか没落せざるをえなかったといえる。

おわりに

幕藩制国家(武家大名連合政権)権力構造にしめる封建的分権としての旗本支配の構造的特質を究明すべく、幕藩制解体期、武蔵に知行所を有した小身(六〇〇石)旗本森川家の支配危機の深化とその領主的対応について検討してきた。以下、森川家の一事例をとおして次のようにまとめてみたい。①旗本森川家は、幕藩制確立期である寛永期に、幕府直属軍隊である三番方の組織整備の過程で旗本分家として創出され、幕府が公儀権力として上昇化する過程である元禄地方直しによって、封建的分権として知行所(分散相給)支配にあたることになった。②森川家は、旗本として小姓組、書院番組に配属されたが、それ以上の昇進はなく職務加俸ともいうべき収入をもたず、知行所からの年貢等の収奪が唯一基本的な財政収入であった。しかし、寛保期には、早くも知行所支配の困難に直面しており、年貢下免を理由に再び蔵米取に転換した。このことは、領主権(この場合私的土地所有)を完結しえない旗本領主支配の一面を示すものであり、大名領主権とは異なるものであった。幕府もま

た、森川家のように財政危機をかかえる旗本の救済保護策として、この知行取¹蔵米取という禄高支給の転換を容認した。③天明期に、再び森川家は旧知行所の支配にあたるが、これは知行所からの年貢増徴と先納金や臨時用金の賦課といった収奪強化によつて旗本財政危機を克服しようと思図した領主的対応であつた。そして、これらの収奪を一層強化し、知行所側の抵抗をおさえるため、文化期には村役人層を中心とした知行所取締代官を設置し家臣化させる家政改革を実施した。しかし、収奪強化の継続は、さらに小前層の抵抗と不穏な状況を生起し、嘉永期には、村役人層をも動かし、森川家以外の旗本による知行所取締方・勝手向主法替の要求が行われた。これに対して、森川家は、親類筋で関東取締出役である太田源助に主法替を依頼し、知行所側の要求どおりの主法替が実施された。その後、村側は知行所取扱いを森川本家に願ひ、本家が知行所支配にあつた。結果として、高橋氏のいう「幕府・旗本」権力構造の性格である階級的支配の中の強制という形で、親類筋とはいへ太田・森川本家が、森川家の個別領主的支配危機を支えた事実が明らかになつた。しかし、その背景には旗本支配に対する村側の積極的介入(優位)があつたのであり村の治政の委託という形で太田・森川本家が登場したともいえる。以上、幕府・旗本権力構造の中での旗本支配の特質(領主権)を、幕藩制解体期における小身旗本森川家の支配危機と領主的対応をもとに検討してきたが、(小身)旗本の知行所支配は、蔵米取¹知行取という転換が幕政初期の基調方針にもとづい

幕藩制解体期における旗本支配の対応と特質

て可能であつたという、いわば領主権の完結性を有しないものであり、幕府・旗本権力構造の性格をしめす一面でもあつた。(小身)旗本は、財政危機を克服するため支配組織や収奪の強化などのさまざまな対応を実施するが、幕末期には破綻し、それ以上の独自の領主権を發揮することはなかつたといえる。④幕府崩壊後の維新时期への対応にしても、森川家は明確な意志をもちえず、近代社会への適切な転換を行えず、最も封建的道である駿府徳川家への帰参(家臣化)という選択を、しかも本家のとりなしによつて選択せざるをおえなかつた。

最後に、本稿の執筆にあつて、貴重な御指導をいただきました埼玉大学森田武教授、史料の所蔵者である藤城孟男氏をはじめとする藤城家のかたがたに記して、感謝致します。

註

(1) 鈴木寿氏『近世知行制の研究』日本学術振興会一九七一年。

白川部達夫氏「旗本知行と村落覚書」『旗本知行と村落』文献出版一九八六年。白川部氏は、軍事政治両面より將軍権力をささえた旗本は、幕藩制国家のなかで注目すべき役割を果したとし、また知行取旗本の七〇％は関東にあり、関東の歴史発展に重要な影響を与えたと旗本研究の意義を高く評価している。

(2) 一九六〇年代に北島正元氏を中心に理論化された旗本知行形骸化論は、一九七〇年代には山口啓二氏や佐々木潤之介氏が旗本知行を固有の領主組織をもつ領有主体として積極的に位置づけ、幕藩制国

家論研究の一環として旗本領主権の構造や特質をとらえ直すという方法論的發展をみせた。このような理論的背景をもとに、一九八〇年代には関東近世史研究会による『旗本知行と村落』（前掲書）、川村優氏による『旗本知行の研究』思文閣出版一九八八年、『旗本知行所の支配構造』旗本石川氏の知行所支配と家政改革』吉川弘文館一九九一年、があり今日の旗本研究の到達点を示している。

- (3) 高橋実氏論文①「旗本支配と知行所法の特質」『茨城県歴史館報6』一九七九年茨城県歴史館、同氏は、その中で、いわば「弱くて強固」などでもないべきこの旗本支配の構造的特質は、従来の解体不可避論的位相や支配構造の弱さのみを強調する一面的視点から把握することは困難な問題であり、幕藩制国家権力構造のなかに位置する封建的分権としての旗本支配固有の歴史的性格の問題であるとしている。

- (4)(5)同氏論文②「旗本領農民闘争の展開とその特質(1)」『茨城県歴史館報7』一九八〇年。

同氏論文③「旗本領農民闘争の展開とその特質(2)」『茨城県歴史館報8』一九八一年。

同氏論文④「幕藩制解体期の旗本領農民闘争と幕府の対応」『旗本知行と村落』（前掲書）同氏は、論文②で、元禄地方直しは、幕府が公儀公権として超階級の位置を確立せんがためのものであつて、幕府支配の構造的展開にとって個別旗本の知行所支配は必須なものであつたとし、このような幕藩制的分断農民支配は、農民闘争をも分断するという意義をもっていたとしている。論文③で、幕府の旗本北條氏知行所の排除という論理から旗本小給支配所の存在が幕藩制全体の支配・取締りにとって桎梏になつていゝ事実を明らかにし旗本支配の否定・集中という幕閣の認識を示している。論文④で、新規関東郡代を中心とした幕府の蔵米引替、知行村替政策、兵賦金軍役金政策等を分析し、幕府の権力集中化のなかでの旗本知行の解体の方向を追求した。その結果、幕府は個別旗本領の農民闘争と直接対峙せざるをえなくなり自らの権力編成原理（個別領主制を前提）に制約されて旗本知行を完全に

止掲できず一層危機を深めたとしている。

- (6) 川村優氏（前掲書）

(7) 竹村雅夫氏「明治政府の旗本処分について―朝臣化した仙石家中の事例」『信濃第三三巻第一号』一九七六年、同氏は解体されてゆく旗本領と家中の姿を朝臣化した二七〇〇石旗本仙石家（外様大名分知）を通して明らかにしている。拙稿「封建領主階級の解体と旧領主階級の近代的投資家への転化過程―幕末維新期における旗本稻生家の動向と帰趨」『文書館紀要6号』埼玉県立文書館一九九二年、は幕府要職を歴任した一五〇〇石旗本稻生家がその領主権の完結の高さを前提に、帰順朝臣化の道を選び、維新後も不動産投資などに才覚を発揮した過程を明らかにした。

(8) 県内に知行を有した旗本について、その知行地の推移や五〇〇石曾雌氏・松崎氏、一八〇〇石細井氏の旗本財政と村々の対応を記したものに『新編埼玉県史通史編4近世2』一九八九年がある。他に、三〇〇石岡野氏、五〇〇石日比野氏・鈴木氏、七〇〇石富田氏・丸毛氏、八〇〇石細井氏二八〇〇石内藤氏、九五〇〇石横田氏等の旗本財政と村の負担をあつかつたものに『東松山市の歴史中巻』一九八五年、一〇〇〇石旗本安西氏の支配と財政をとりあげた『川口市史通史編上』一九八八年などがある。近世前期旗本の年貢徴収の実態を分析したものに、重田正夫氏「元禄期旗本知行所の年貢―武州入間郡赤尾村大久保氏の事例―」『文書館紀要第2号』埼玉県立文書館一九八七年、「近世前期旗本知行所の年貢―武州足立郡沼影村の場合―」『浦和市史研究第2号』一九八七年、木村立彦氏「旗本知行所における年貢の特質―土屋氏知行武州入間郡中野村」『埼玉県史研究20号』一九八八年がある。また、旗本菩提所をまとめたものに、兼子順氏「北武蔵における大名・旗本の菩提所の成立と移動」『埼玉県史研究22号』一九八八年がある。

(9) 藤城家文書の伝来した武蔵国葛飾郡大島村「現北葛飾郡杉戸町大島」は、埼玉県の東部低地、庄内古川と古利根川にはさまれた自然堤防及

び後背湿地に位置する。藤城家は、第1期森川支配期（元禄10〜寛保2）の享保11年（一七二六）に組頭、同15年に名主であったことが確認でき、第2期森川支配期（天明4〜幕末）にも名主を勤めた。文書総点数は二三六一点で、内訳は近世文書八八二点、近代文書一一三五点、典籍五四八点となっている（『収蔵文書目録第30集 藤城家小島（栄）家・増田家文書目録』埼玉県立文書館一九九一年）

(10) 小暮正利氏「近世初期旗本領の形成―武蔵国を中心として―」『旗本知行と村落』（前掲書）

(11) 高橋実氏（前掲論文②）

(12) 重田氏（前掲論文）によると、旗本大久保氏は元禄期にすでに財政が逼迫しており、知行所年貢米を近在の米穀商人に前売（在払い）し、代金を先納させていた。

(13) (15) 用金・先納金賦課に関するものとして、藤城家文書No.三九〇寛政12・12「書付之事（先納金二付）」、No.三九一寛政12・12「下知書（先納金二付）」、No.五〇八文化2・12「下知書之事（賄方金主無之二付先納依頼）」、No.五〇二天保13・12「申渡下知書（御勝手向諸勘定不足二付物成先納申付）」等の下知書類が多くある。

(14) 旗本設置の知行所取締代官については、これより以前に、石河氏が天明6年（一七八六）、下総知行所八カ村取締役として多田氏を任命している（川村優氏前掲書）。稻生家知行所の場合、幕末期に十七カ村中十七カ村知行所取締役一名（多和田村関田家）、取締役七名が設定されていた（拙稿前掲書）。

(16) 大島村の年貢割付状は、年号明記のものでは延享元年〜天保4年までが残されており、形態は続紙で幕領、森川支配期を通じて領主より発給されている。年貢皆済目録は、幕領期のもは延享元年〜宝暦13年までが残されており、形態は続紙で代官から名主・組頭・惣百姓へ出されるという幕領特有のものである。森川支配期は年貢割付状が発給されている時期には、年貢皆済目録（帳）は出されておらず、天保15年より幕末まで年貢皆済目録帳のみが村名主から地頭所役人の中に出

され、旗本が奥書・捺印するという旗本領特有のものであった。

(17) 村上直氏・荒川秀俊氏編『江戸幕府代官史料―県令集覧―』吉川弘文館一九七五年。嘉永元年関東取締出役のところに太田源助（本郷丸山）の名がみえる。

(18) 藤城家文書No.五二六「一同相談取極議定書（地頭用向武州知行所依頼二付）」

(19) 高橋実氏（前掲論文①）

(20) 藤城家文書No.一六三八、（慶応4・8）「殿様駿府出立日限取極二付吉右衛門外飛脚同道罷出旨書状」

(21) 藤城家文書No.四〇〇、明治2・12「為入申一札之事（森川金三郎様駿河下向二付本家引請）」